平成22年第5回農業委員会総会

平成22年5月20日午後3時00分 八街市農業委員会総会を 八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1.出席者

1.加藤孝一 8 . 長澤恒幸 15 . 荻嶋 勲 9.小 出 幹 夫 2 . 吉 野 光 輝 16. 鈴木勝雄 3 . 鴨志田 進 10. 鵝 澤 敏 17.山本重文 18.三須裕司 4 . 中嶋則夫 11. 小川 寛 5 . 中 川 利 夫 12 **. 落 合 健 一** 19. 中田眞司 6.山本紀市 13.立﨑義久 20.関口芳秀 14 . 林 和 弘 7.森 邦央 21. 関端 旭 22. 川野 繁

2 . 欠席者

なし

3 . 事務局

 事務局長
 藤崎康雄
 主 査 補 山内裕義

 主 査 梅澤孝行
 主 事 補 唯 望

4.議決事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について

5 . その他

報告第1号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について 報告第2号 廃土処理(公共事業施行)事業の届出について

藤崎野猪長

開会を宣す。

川野会長

平成22年第5回の総会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 今日は農家にとっては恵みの雨かなと。湿り具合もちょうどよく、また、皆さ んに出席していただくのに、暇が欲しくなってよかったかなと、一安心しているところでございます。今年は冬が長くて寒い、春がなくて暑いと。暑いと寒いが交互にきまして、スイカの花付けなどには、大分苦慮したように聞いております。また、野菜の高騰で野菜づくりにとっては、高騰というよりも、これも相場かなと思っているうちに下がっちゃいましたけれども、野菜づくりにとって、つかの間ではございましたが、よかったのかなと思われました。今回、この総会が終わった後で、先月お願いいたしました旅行のアンケートでございますが、ひとつよろしく考えて提出していただきたいと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、4条、5条本体で9件、農 用地利用集積計画の承認案件9件、平成22年度の目標及びその達成に向けた活 動計画の承認、農用地利用集積計画に係る中途解約届出1件、廃土処理事業の届 出案件3件、合わせまして総件数で23件が提出されております。提出された案 件につきまして、慎重審議をお願いいたしまして、あいさつとかえさせていただ きます。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。 それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長お 願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

4月22日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員、川野会長、立崎委員、中田委員出席のもと実施いたしました。

4月30日、金曜日。午後3時30分から農家組合連合会長会議が市役所の総合保健福祉センターで開催されまして、川野会長、それから事務局といたしまして、私と梅澤主査が出席しております。

同じく4月30日、金曜日。連合会長の会議終了後、植物防疫協議会通常総会 が同じく総合保健福祉センターで開催されまして、川野会長が出席しております。

5月6日、木曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員、三須部長、荻嶋委員、吉野委員出席のもと実施いたしました。

5月7日、金曜日。午後3時から八街市農業研究会総代会が市役所の総合保健 福祉センターで開催されまして、川野会長が出席しております。

5月14日、金曜日。午後1時30分から部会の現地調査を実施いたしまして、 担当委員、関端副会長、三須部長、関口副部長、鵜澤委員、吉野委員、中嶋委員、 中田委員、鴨志田委員出席のもと実施いたしました。

5月18日、火曜日。午前10時30分から印旛郡市農業委員会連合会総会及 び研修会が印旛合同庁舎で開催されまして、川野会長、それから私が出席いたし ました。 同じく5月18日、火曜日。午後1時30分から部会の面接調査を市役所の第1会議室で開催いたしまして、担当委員は現地調査と同メンバーでございます。 以上でございます。

川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号3番の鴨志田委員、4番の中嶋委員にお願いいたします。 議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について市許可分を議題とい たします。

1番について、事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主杳

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について市許可分でございます。

番号1、区分賃貸借、所在八街字松ヶ久保、地目畑、面積2筆合計で7千326平方メートル。権利者事由につきましては、農地を賃借し、農業生産法人になり、経営規模を拡大したい。農業生産法人の新規申請でございます。義務者事由につきましては、高齢のため、経営規模を縮小したい。

以上でございます。

川野会長

説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

吉野委員、お願いいたします。

吉野委員

それでは、議案第1号1番、農地法第3条の規定による許可申請について調査 報告いたします。

今回の申請は、これまで親会社で用畜の事業を家族で行ってまいりましたが、 後継者の息子さんが子会社を設立し、新規で農業生産法人となって、これまでの 事業を親会社と子会社で区分して事業を行っていきたいということであります。

まず最初に権利者が農業生産法人として農地法第2条第3項に規定する要件を 満たしているかについて報告いたします。

会社の形態は株式会社で、株式譲渡制限について定款に記載されております。 事業目的は農畜産物の生産・加工・販売であり、そのほかの事業はありません

ので、この法人として主たる事業は農業と判断できます。

構成員は代表取締役の息子さん1人で、農業従事者であります。

業務執行権は息子さんと母親の2人で、2人とも法人の農業に係る事業及び農作業に年間150日以上従事するということでございます。

以上のことから、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人の要件はすべて 満たしております。 次に、農地法第3条申請関係について報告します。

申請地は市役所より西に県道を約6キロメートル、市道を北に約500メートルにあり、耕作地で所有権以外の権利の設定はなく、進入路は市道により確保されております。

権利者の所有している主な農機具でございますが、親会社で一式所有しており、 これを借りるということで、親会社といっても同じ家族でございますので、問題 はないと思います。

労働力・技術力についても、これまで専業農家として用畜の事業を行っておりましたので、問題ありません。

営農計画は、親会社で生産した雄の子牛を権利者が購入し、申請地で飼料作物としてトウモロコシとソルゴを収穫し、育成牛を育て、最終的には牛を業者に販売するということであります。

育成牛の牛舎についても親会社にある牛舎の一部を借用するという形になります。

面積要件でございますが、申請面積が約73アールでございますので、下限面 積の50アールに達しております。

新規の農業生産法人の申請ではありますが、従来から家族経営で用畜の事業を 熱心に行っている世帯でありますので、申請地を効率的に利用すると判断でき、 周辺地域において農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はあり ません。

以上の内容から農地法第3条第2項の許可基準及び農業生産法人としても要件 を満たしておりますので、許可相当と思われます。

以上です。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。 議案第1号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手 をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、1番から4番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字北中道、地目畑、面積165平方メートルほか1筆、計2 筆の合計面積991平方メートル。目的、貸駐車場用地。八街市公共下水道工事 に伴う仮設駐車場としての要望があり、また、その後も引き続き駐車場としての 需要が見込めるため、駐車場として整備をし貸し付け、安定した収入を得たい。

番号 2、所在八街字北中道、地目畑、面積 1 千 7 1 7 平方メートルのうち 2 1 9 . 1 1 平方メートル。目的、貸駐車場用地。申請地は八街駅北口前にあるため、駐車場の要望が多数あり、需要も見込めるため、駐車場として整備し貸し付け、安定した収入を得たい。

番号3、所在文違字文違野、地目畑、面積264平方メートル。目的、長屋住宅1棟用地。アパート経営により安定した収入を得たい。

なお、本件につきましては、議案第2号4番に関連しております。

番号4、所在文違字文違野、地目畑、面積189平方メートル。目的、進入路 用地。同時申請の長屋住宅及び専用住宅の進入路として利用したい。

本件につきましては、議案第2号3番及び議案第3号1番に関連しております。 以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、鴨志田委員、お願いいたします。

鴨志田委員

議案第2号1番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、八街都市計画事業八街駅北側地区土地区画整理事業の中に位置しております。

また、申請地は市道に面し、進入路は確保されております。

農地性としては、市街地化の傾向が著しい区域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、八街市公共下水道工事に伴い、仮設駐車場としての要望があり、下水道工事が完了した後は、JR八街駅から徒歩3分の立地条件を活かし、引き続き駐車場として整備し貸し付け、安定した収入を得たいとのことでした。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には小作人等、権利移転に対して支障を来すものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、申請地はコの字型に道路に囲まれたところにあり、隣接地に支障を来すことはないものと思われます。

また、埋め立て等はせず、砕石により整備を予定しております。

申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われます。以上で調査報告を終わります。

番号2の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅北側地区土地区画整理事業の中に位置しております。申請地は市道に面し、進入路は確保されております。

農地性としては、市街地化の傾向が著しい区域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請者は八街駅北口開発以前から駅北側にて貸駐車場を営んでおりましたが、区画整理により一時事業を中断しておりましたが、駅前ということもあって、駐車場として整備し貸し付けたいとのことでした。

申請面積219.11平方メートルと駐車台数約7台分との関係において面積 妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には小作人等、権利移転に対して支障を来すものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、周辺に農地はありません。

用水、雑排水はなし。雨水は自然浸透。工事車輌の出入りについては、通勤・ 通学の時間帯を避けて施工することとなっております。

申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長中川委員

続いて、3番、4番、中川委員、お願いいたします。

それでは、議案第2号3番の調査報告をいたします。

申請地は市役所より北へ約1.2キロメートルに位置します。

立地基準は公衆用道路に接し、進入路は確保されております。

農地区分は第2種農地と判断しました。代替性はないと思います。

面積は264平方メートルで面積妥当だと思います。

資金は自己資金。用水は市水道、排水は敷地内浸透処理及び既設道路側溝で受ける。汚水・雑排水は市営下水道。

申請地周辺は申請人の植木畑で、西側に農地が接するところがありますが、管理道路が入っているので、直接畑の作物の影響は少ないと思います。

地形が平たんなので、境界に土留めコンクリートプロック1段から2段積みで 土砂の流出を防ぐとのことです。

隣接者の方も了解しているとのことで、特に問題はないと思います。

また、4番の案件は議案第2号3番、また議案第3号1番の進入路であり、現在の道路の延長です。特に問題ないと思います。

以上です。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手 をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお 願いいたします。

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を お願いいたします。

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番までを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番までについてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積198平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、子どもの成長や第2子の出産予定もあり、手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したい。

なお、本件については議案第2号4番に関連しております。

番号2、区分売買、所在榎戸字富山、地目畑、面積1千680平方メートルの うち330.58平方メートル。転用目的、建売分譲住宅1棟用地。建売分譲住 宅1棟建築、販売。

番号3、区分売買、所在大谷流字瀬田入、地目山林現況畑、面積234平方メートル。転用目的、道路用地。申請地は当社の建売住宅及び建築予定地の隣接地にあり、住民や顧客の要望により、生活の利便性の向上及び防災、防犯上の観点から当該申請地を道路として利用したい。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。 1番、中川委員、お願いいたします。

中川委員

それでは、議案第3号1番の調査報告を行います。

申請地は先ほどの議案第2号3番の地続きの手前の土地になり、4番の進入路を使います。面積は198平方メートルで、面積妥当だと思います。

資金は自己資金、借入金の両方です。

用水は市水道、排水・雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽で処

理後、既設道路の側溝へ放流する。

防災計画、また、隣接関係は、先ほどと同様なので、特に問題ないと思います。 以上です。

川野会長

2番について、三須部長、お願いいたします。

三須部長

それでは、議案第3号2番の調査報告を行います。

立地基準ですが、場所はJR榎戸駅より北方面約1キロメートルに位置し、公道により進入路は確保されております。

農地区分は第2種農地と判断します。代替性はないと思います。

一般基準ですが、計画面積の妥当性ですが、330.58平方メートルで建売 分譲住宅1棟用地ということで、面積妥当と思います。

資金は自己資金。造成計画は整地のみで行い、周辺はブロック土留めを設置し、 土砂の流出を防止する。用水は市水道、雨水は宅内自然浸透、汚水・雑排水は小 型浄化槽により浄化をした後、市の側溝、U字溝に放流する。

隣接農地への説明状況ですが、この申請地の隣接農地は義務者の農地だけでして、わかっているとのことです。

以上のことから、この案件につきましては問題ないと思われます。 以上です。

川野会長

3番について、中嶋委員、お願いいたします。

中嶋委員

3番について調査報告を申し上げます。

申請地は市役所から南方向、約6キロメートルに位置し、川上小学校から約2 00メートルぐらいのところで、建売住宅内にあり、公衆道路に面しております。 農地性は第2種農地と判断いたしました。代替性につきましては、隣接住民の

計画面積においても234平方メートルで、幅6メートル、長さ39メートル で妥当だと思われます。

工事資金は自己資金で行います。

要望があるため、ないと思われます。

申請地は整地のみとし、砕石を敷いて、雨水は自然浸透といたします。

申請地は建売住宅3棟分の真裏側に当たりまして、住民の強い要望があり、速やかに道路ができるものと思われますので、何ら問題はないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。 議案第3号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手 をお願いいたします。 挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお 願いいたします。

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番を議題といたします。

4番につきましては、部会案件で農地部会第1班に担当していただきました。 班長の関口副部長から報告をお願いいたします。

関口副部長

報告をいたします。

議案第3号4番。区分賃貸借、所在八街字南側、地目畑、面積543平方メートルほか1筆、計1千43平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、土木建築業を営んでいるが、事業規模の拡大に伴い、従来借用していた資材置場が手狭なため返却し、利便性のよい当該申請地を新たな資材置場として利用したいという理由でございます。

では、面接調査結果を報告いたします。

5月18日、八街市役所第1会議室において、農地部会第1班全員と三須部長、 関端副会長、地区担当委員として鴨志田委員、事務局より山内主査補、森主査補 に出席をしていただきました。

まず最初に申請者、権利者本人が出席をいたしました。義務者は出席がありませんでした。

権利者の会社の主な事業内容、土木工事が60パーセント及び70パーセント ぐらいの比率で土木工事を行っているそうです。

次に、産廃収集運搬も行っているそうです。そのほか、解体事業などが一部ご ざいます。

義務者が申請地を手放す理由につきましては、権利者の方に答えていただきました。耕作をしなくなりまして、土地を遊ばせておくのであれば、何らかに利用してほしいという考えのため、土地の管理上の問題で貸したいということでございます。

会社の概要、資本金500万円、年商上半期で2千200万円、下半期と聞きましたら6月が決算期なので、まだわからないそうです。

従業員数は6名。保有車輌は6台。内訳、社用車1台とトラック2トンが2台、 その他、重機がバックホーとローラーが1台です。軽トラがまだ1台あるそうで す。

事業計画、土地利用計画について、資材置場用地として。

資材置場を必要とする理由、八街近辺に仕事の受注が見込め、利便性のよい土地が見つかったためということでございます。

既存施設については、ありですけれども、この土地が借りられれば返却するということでございます。

造成及び排水処理計画について、造成工事内容、整地をし、現地を木が少し生 えておりますので、抜根、伐採をし、草刈り等を行うということでございます。

入り口からの通路には砕石を敷き、埋め立てはしないということです。

排水処理計画、雨水は自然浸透。

資金計画は自己資金だそうです。隣接農地に対する同意及び被害防除策については、特別になし。資材置場以外に利用しない旨の誓約書について、確認し、了解済み。

その他の確認事項につきましては、実住小学校のすぐそばでございますので、 小学生の通学時間帯は車での運搬時に必ず助手を付け、歩行者優先をし、安全に 努めるということです。

車輌は4トン車は道路が狭いので少し無理なので、2トン車のみの利用とする。 樹木の処理ですけれども、幹の部分はリサイクル業者へ、その他の部分は産廃 業者へ出すそうです。土砂の搬入はなし。

位置指定道路の使用については、承諾を得ているそうです。道路の工事完了は 5月いっぱいと見ているそうです。

以上のことから、 農地部会第1班といたしましては、 慎重に審議した結果、 許可相当ではなかろうかという判断になりました。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。 4番につきましては、班長報告どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

会議中ではございますが、ここで10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後3時30分 再開 午後3時45分

川野会長

会議を再開いたします。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画の承認について、1番から9番までを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

それでは、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。 議案書の6ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、番号1、所在文違字文違野、地目畑、面積1万4千864平方メートルのうち8千平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借権。期間につきましては3年。新規でございます。

次に、番号2、所在文違字文違野、地目畑、面積2筆合計で2千951平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借権。期間につきましては3年。新規でございます。

次に、番号3、所在上砂字沢見作、地目畑、面積2筆合計で7千377平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借権。期間につきましては5年。再設定でございます。

次に、番号4、所在滝台字滝台、地目畑、面積3筆合計で6千569平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借権。期間につきましては5年。再設定でございます。

次に、番号5、所在岡田字清水上、地目畑、面積2千479平方メートル。利用権の種類につきましては使用貸借。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号6、所在八街字松ヶ久保、地目畑、面積2千991平方メートル。 利用権の種類につきましては使用貸借。期間につきましては2年11カ月。新規 でございます。

続きまして、 7 ページになります。

番号7、所在八街字富山、地目畑、面積2千280平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号8、所在朝日字竹里、地目畑、面積2筆合計で4千452平方メートル。利用権の種類につきましては使用貸借。期間につきましては5年。再設定でございます。

次に、番号9、所在朝日字竹里、地目畑、面積4千765平方メートルのうち2千973平方メートル。利用権の種類につきましては使用貸借。期間につきましては5年。再設定でございます。

以上です。

川野会長

事務局の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。 議案第4号1番から2番につきまして関連ですので、一括で原案のとおり承認 することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

拳手全員でありますので、1番、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。 次に、4番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお 願いいたします。

挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。 次に、5番から7番につきましては関連ですので、一括で原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、5番から7番については、承認することに決定いた します。

次に、8番、9番につきましては関連しておりますので、一括で原案のとおり 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、8番、9番については、承認することに決定いたします。

この利用集積についてでございますが、私からお願いがございます。

最近の利用集積については、見ますと農業生産法人などで、かなり多くが申請されております。これについて、後継者不足や不耕作地の解消にはよいのですが、一方で許可を取っていながら適格に耕作されていないような場所が多々見受けられるようになってくると思いますし、また、そういう場所もあると思います。これは、委員さん方が各担当の地域等は責任をもって指導していただくということを、これからひとつよろしくお願いいたしたいと思います。これは、あくまで事務局ではなくて、委員さんの仕事でございますので。それで、どうしても個々の委員さんで、うまくいかなかったと、指導のとおりいかないという場合には、事務局に相談をするという方向で持っていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

次に、議案第5号、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

それでは、議案第5号、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画 の承認についてご説明いたします。

お手元に配付の別冊の議案第5号と書いた資料の方をごらんいただきたいと思います。

先の3月23日に開催されました第3回総会におきまして、ご承認をいただきました活動計画案につきまして、4月23日までの32日間、意見を募集いたしましたところ、意見の提出がありました。

農業委員会では、寄せられたご意見を整理し、活動計画を補正の上、計画の承認をいただくこととなっております。さらにご意見等につきまして、農業委員会としての考え方を整理し、公表することとなっております。

そこで、表紙をめくった1枚目でございますが、ご意見の概要及び農業委員会としての考え方を掲載するとともに、次のページの活動計画案、1ページの促進事務の1の認定農業者等担い手の育成の確保の(3)。下の方になりますが、

(3)の地域農業者等からの目標に対する意見等に追加で文章を記載いたしました。文章につきましては、下の方に掲載したとおりでございますが、活動計画については修正は行ってございません。

また、6ページをごらんいただきたいと思います。

6ページでございますが、6の農地情報の整備と共有化の農地基本台帳の更新に関する活動計画案に対する意見ということで、ちょうど真ん中の(2)なんですが、電子化等、もっと簡単にというようなご意見がございましたので、下の

(3)なんですが、活動計画の中の真ん中よりちょっと後ろの方でございますが、 農家台帳情報システム導入に向けた検討を行うという文章の方を追加いたしまし た。

以上、2件の意見を追加して、1件について活動計画を修正したということで ございます。

本議案でございますが、今、ご説明いたしました箇所の修正を加え、ご承認い ただきたいと思います。

以上です。よろしくご審議くださいますようお願いします。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

なければ、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、議案第5号につきましては、承認することに決定い たします。

続きまして、その他に移ります。

報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

それでは、報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知につきまし

てご説明いたします。

番号1、所在砂字瀬田入、地目畑、面積3筆合計で989平方メートル。合意 成立日は平成21年12月31日、土地の引渡時期につきましては、平成21年 12月31日。

以上でございます。

川野会長

報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第2号、廃土処理(公共事業施行)事業の届出について、事務局、 説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第2号、廃土処理(公共事業施行)事業の届出についてご説明 いたします。

番号1、所在沖字中沖、地目畑、面積1千67平方メートル。目的、公共土砂等利用による農地造成。事業内容、北総中央農業水利事業施行に係る廃土処理。 工事期間、平成22年5月13日から平成23年3月31日。

番号2、所在沖字中沖、地目畑、面積1千428平方メートルほか1筆、計2 筆の合計面積2千475平方メートル。目的、公共土砂等利用による農地造成。 事業内容、北総中央農業水利事業施行に係る廃土処理。工事期間、平成22年5 月13日から平成23年3月31日。

番号3、所在沖字中沖、地目畑、面積1千752平方メートルほか3筆、計4 筆の合計面積7千370平方メートル。目的、公共土砂等利用による農地造成。 事業内容、北総中央農業水利事業施行に係る廃土処理。工事期間、平成22年5 月13日から平成23年3月31日。

以上です。

川野会長

これも、報告事項ですので、事務局の報告をもって承諾願います。

以上で本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでございました。

藤門務局長

閉会を宣す。(午後4時00分)

議事録署名人

議長

3 番

4 番